

鬼北町低入札価格調査制度実施要綱の一部改正について

令和4年7月1日から施行することとなりました。

鬼北町低入札価格調査制度実施要綱(平成24年鬼北町告示第9号)新旧対照表

現行			改正後		
別表第1 (第3条関係) 調査基準価格の算定方法			別表第1 (第3条関係) 調査基準価格の算定方法		
区分	計算方法	備考	区分	計算方法	備考
土木工事	(直接工事費×0.97 +共通仮設費×0.9+ 現場管理費×0.9+一 般管理費×0.55) × 1.10	ただし、左欄の計算式によ り算出した額が予定価格 に7.5/10を乗じて得 た額を下回る場合にあっ ては、予定価格に7.5/ 10を乗じて得た額を最 低制限価格とする。	土木工事	(直接工事費×0.97 +共通仮設費×0.9+ 現場管理費×0.9+一 般管理費×0.68) × 1.10	ただし、左欄の計算式によ り算出した額が予定価格 に7.5/10を乗じて得 た額を下回る場合にあっ ては、予定価格に7.5/ 10を乗じて得た額を最 低制限価格とする。
建築工事 (建築物に 係る機械設 備工事及び 電気設備工 事等を含む)	{直接工事費×0.9× 0.97+共通仮設費× 0.9+(直接工事費× 0.1+現場管理費)× 0.9+一般管理費× 0.55} ×1.10		建築工事 (建築物に 係る機械設 備工事及び 電気設備工 事等を含む)	{直接工事費×0.9× 0.97+共通仮設費× 0.9+(直接工事費× 0.1+現場管理費)× 0.9+一般管理費× 0.68} ×1.10	